

磯上公園 管理運営業務仕様書

－維持管理編－

神戸市建設局公園部魅力創造課

令和 8 年 7 月

目次

1. 総則	1
2. 施設の概要	1
3. 業務を行うにあたっての基本的事項	1
4. 業務内容（共通事項）	1
(1) 業務計画書の作成	1
(2) 各種届出書等	1
(3) 安全対策等	1
(4) 美観の保持等	2
(5) 修繕及び改修工事等	2
5. 園地管理業務	2
(1) 総括事項	2
① 多様な利用を促す園地管理	2
② Living Nature Kobe の実践と普及による管理	2
③ 植物・景観・安全への配慮	3
④ 作業計画の作成	3
(2) 植栽維持管理業務	3
① ヒーリングガーデン以外部分	3
② ヒーリングガーデン部分	5
③ 病虫害防除	6
④ 枯損木・枯枝の処理	6
⑤ その他	6
(3) 施設維持管理業務	7
① 巡視点検	7
② 施設点検	7
③ 施設補修	7
(4) 清掃業務	7
① 園内清掃	7
6. 業務に関するモニタリング	8
7. その他	8
(1) 記録等の作成及び保存	8
(2) 本市からの要請への協力	8
(3) 本仕様書に定めのない事項	9

1.総則

本仕様書は、磯上公園における管理運営業務を円滑に実施するために必要な事項を定めたものである。

本仕様書において、「法」については特に定めのない限り都市公園法を指すものとし、「条例」については同じく神戸市都市公園条例を指すものとし、「規則」については同じく神戸市都市公園条例施行規則を指すものとする。

2.施設の概要

省略（「東遊園地及び磯上公園 管理運営業務仕様書－管理運営編－」と同様とする。）

3.業務を行うにあたっての基本的事項

省略（「東遊園地及び磯上公園 管理運営業務仕様書－管理運営編－」と同様とする。）

4.業務内容（共通事項）

(1)業務計画書の作成

全体業務計画書、園地管理業務計画書（園地清掃を含む）をそれぞれ作成し、業務開始前までに本市の承諾を得ること。計画書には以下の項目を記載し、内容に変更が生じる場合には、その都度訂正し本市に届け出ること。

（ア）業務体制（施設管理業務責任者を明記し、休日夜間や緊急時等の連絡体制を記載）

（イ）年間工程表（各月ごと及び業務内容ごとの工程表）

年間工程表作成にあたっては管理運営項目一覧表を参考にすること。

(2)各種届出書等

下記項目について、その写しを本市に提出すること。

（ア）本業務を実施するにあたり必要な各種届出書

（イ）法定資格者として選任したものが資格を有することを証明する書類

(3)安全対策等

業務にあたっては、来園者並びに作業員の安全確保に最大限努めること。

作業中はその旨の標識掲示や作業員の制服着用等により来園者等に分かるようにし、バリケード、カラーコーン等を使用して来園者の公園利用と安全の確保に努めること。

施設のうち、来園者が通常利用する部分とそれ以外の部分を明確に区分し、施錠や表示等により適切に誘導すること。

(4)美観の保持等

施設全般について、損壊や汚損のないように注意するとともに、清潔かつ美観の保持に努めること。

(5)修繕及び改修工事等

安全で快適な利用ができるように日常及び定期的に施設等の点検を行い、異常箇所が発見された場合は速やかに修繕や改修に努めること。

施設の点検などにより、修繕又は改修工事等が必要であると判明した場合は、本市との責任分担に基づきこれを処理すること。

修繕にあたり、応募要領に基づく別途協議が必要なものについては、施設等の修繕箇所・内容・当該箇所の写真及び費用等を記載し、提出すること。改修工事等を本市に依頼して行う必要が生じた場合には、改修等を要する箇所・内容・当該箇所の写真及び費用等を記載した工事計画書を作成し、本市が指定する期日までに、提出すること。費用については、公開単価の使用、複数見積の取得等、その妥当性が判断できるものとする。

指定管理者が自身の負担により改修工事等を実施する場合は、別途本市が定める様式により、協議を行うこと。また、施設は本市に帰属するものとするが、これによる管理費の増額は行わない。

上記によらず本市が求めた場合、工事計画書を策定し本市に提出すること。

5.園地管理業務

(1) 総括事項

①多様な利用を促す園地管理

季節や時間帯、利用者のシーン等に応じた多様な日常利用のほかに、大型イベントや避難場所などにも柔軟に使えるように維持管理すること。

本市の公園清掃ボランティア団体が1団体登録されている。定期的な清掃活動を実施しており、この活動に対し配慮・協力すること。

また、指定期間の長期性を踏まえ、施設・植栽のライフサイクルを考慮した計画的かつ持続可能な維持管理を行うこと。

②Living Nature Kobe の実践と普及による管理

東遊園地、磯上公園の花みどりは都市における貴重なみどりである。都心三宮再整備のなかで磯上公園はまちのにぎわいの連続・魅力的な拠点として位置付けており、花と緑の整備の重点箇所である。維持管理を行うにあたっては、Living Nature Kobe (LNK) の理念や植栽・維持管理手法を十分に理解し、これを踏まえた植栽構成とすること。また、その内容を具体的な植栽計画、更新計画及び維持管理手法に反映し、時間の経過とともに変化し成熟する景観の形成を図ること。

③植物・景観・安全への配慮

作業にあたっては、対象植物の特性、活力及び環境条件などを勘案し、生き物としての植物に対する細心の注意や、樹形・植栽デザイン等の景観上の配慮及び安全性の確保の視点を持って業務を行い、その目的を達するよう努めること。また、必要に応じた灌水、施肥や薬剤散布等を行い、植物の適切な生育や病虫害防除に努めること。作業で発生した枝葉、塵芥等は適切に処分すること。

④作業計画の作成

各作業は、天候や生育状態を考慮しながら、最大の効果が期待できる作業内容や工程を計画の上、実施すること。

(2)植栽維持管理業務

植栽管理は大きく分けて「ヒーリングガーデン以外部分」と「ヒーリングガーデン部分」の2種類に分類される。

①ヒーリングガーデン以外部分

(ア) 伐根除草 (810 m²)

常に園内を美しく保つため行うこと。除草は植栽帯の雑草や実生木を根ごと除去し、草刈の際は既存樹木や施設等を損傷しないよう注意すること。また芝生等その他の有用植物を傷めないように十分に注意すること。実生木のうち根から抜き取りが困難なものは、剪定鋏で切除できる程度のものまでを対象とする。

ごみ、枯枝等も合わせて取り除くこと。原則として除草剤の使用は認めない。

(イ) 草刈 (園地外周 890 m²)

常に園内を美しく保つため行うこと。草を根際から刈り取り、刈草を残さないように清掃すること。刈払機使用の際に高木・中木・低木の幹、地被植物などを傷めないよう十分に注意して作業すること。

(ウ) 芝生刈込 (南側部分 2,940 m²、体育館西側部 1,240 m²)

年間を通しての気候や利用の状態等も勘案して常に良好な状態を保つため、芝生の生育状態を把握し、エアレーション、目砂散布、バーチカルカット、除草、芝刈、病虫害防除、灌水、施肥等を適時に行うこと。芝刈は樹木、施設等の損傷に注意し、刈り残しやムラのないよう均一に刈り込むこと。また、縁切りは、隣接植栽帯に匍匐茎が進入しないよう切り込むこと。

南側部分については、令和6年度より自動芝刈機を導入している。この自動芝刈機を活用し、芝生刈込作業の効率化を図ること。自動芝刈機での刈残し部分の刈込や、刈草の除去（サッチ除去）等更新作業も適宜行うこと。

◎自動芝刈機の稼働

- ・令和6年度より導入している自動芝刈機を活用した芝生の管理を行うこと。
- ・試験運用にあたり、自動芝刈機は貸与する。なお、当該機器に故障その他の不具合が生じた場合において、本市は修理、交換又は新たな機器の購入は行わないものとする。
- ・稼働は、芝生の生育が旺盛な5～11月の平日（3日程度/週）夜間を想定している。
- ・稼働期間は、自動芝刈機が稼働している旨を周知する看板を芝生広場南側部分に数か所設置すること。
- ・簡易な芝刈機のメンテナンス（詰まり解消等）を行うこと。
- ・利用状況に応じて必要な安全対策を実施すること。
- ・動作状況や刈込状況等の稼働実績について、報告すること。
- ・芝刈機の異常等を発見した場合は、すみやかに修理等の対応を行うこと。

（エ）高木管理

園内の修景木及び成長の早い大木は適切な時期に手入れを行い、維持保全に努めること。また、役割を終えた支柱は撤去すること。危険枝等公園利用の障害となる植栽の剪定作業等も適宜実施すること。

秋口時期（台風時期前）を目安に枯れ枝等の危険木調査を行い、本市と協議の上、適宜対応を行うこと。

（オ）中低木管理（低木寄せ植え剪定 180 ㎡、中木剪定 50 本）

公園内の美観を保つために中低木植栽を良好な樹形に維持すること。

樹木の性質をよく踏まえ、適切な刈込時期に樹木の樹形に合う刈込・剪定を行うこと。

低木の刈込高さは地表面より 90cm 以下を標準とするが、交通影響部分にあっては歩行者及び車両からの視距が確保できるように留意すること。

危険枝等公園利用の障害となる植栽の剪定作業等も適宜実施すること。

（カ）地被植物手入れ（410 ㎡）

地被植物手入れとは、公園内の美観を保つために地被類の抜き取りや刈込等手入れを行うことである。

植物の性質をよく踏まえ、適切な時期に手入れを行うこと。

（キ）灌水

植栽の美観と良好な生育状況を保持するために、園地内の高木や中低木・地被植物に灌水を行うこと。灌水する際は「はす口」を使用し、水が十分に浸透するように行うこと。

「こうべ木陰プロジェクト」により移植したケヤキ 2 本・モミジ 4 本・ハナミズキ 1 本については特に注意深く観察したうえで灌水すること。

灌水時に生育不良な箇所や枯損木を発見した際には、影響のない範囲で撤去したうえで本市に報告し指示に従うこと。

水が十分に浸透するよう、灌水の際には目立ったごみや雑草の除去も実施すること。

(ク) 礫上コモンガーデン

LNK の取り組みにおいてボランティア育成推進のフィールドとして活用している。ボランティア活動に配慮・協力するとともに、随時、灌水・清掃等必要な手入れを行うこと。ボランティア関係者とも情報共有を行い、園全体としての管理のバランスを図り、管理・育成手法の蓄積や技術の向上に努めること。

②ヒーリングガーデン部分

ヒーリングガーデン部分の管理においては、作庭意図及び植栽・照明計画を十分に理解したうえで、各植物の性質を踏まえ、ヒーリングガーデンとしての美観を維持するために適切な手入れを行い、その景観及び空間価値の維持・向上を図ること。また、長期的視点で庭園風景を見据えた適切な植栽管理を行うこと。(添付資料 10 礫上公園ヒーリングガーデンパンフレットを参照)

(ア) 伐根除草 (1,280 m²)

常に園内を美しく保つため行うこと。除草は植栽帯の雑草や実生木を根から抜き取ること。作業の際は、芝生等その他の有用植物を傷めないよう十分に注意すること。また、実生木のうち根から抜き取りが困難なものは、剪定鋏で切除できる程度のものまでを対象とする。

(イ) 高木管理 (100 本)

公園内の美観を保つために高木を良好な樹形に維持すること。作庭者の意図をくみ取ったうえで、切りすぎることのないよう次年度以降の植栽風景を見据えた適切な樹形管理を行うこと。枯枝・危険枝等障害となる植栽の剪定作業等も適宜実施すること。

(ウ) 中低木管理 (低木寄せ植え剪定 180 m²、中木剪定 60 本)

公園内の美観を保つために中低木植栽を良好な樹形に維持すること。樹木の性質を良く踏まえ、適切な時期に刈り込み、樹木の樹形に合う刈り込みを行うこと。

ヒーリングガーデンとしての美観維持のため、自然な仕上がりを意識すること。

危険枝等公園利用の障害となる植栽の剪定作業等も適宜実施すること。

(エ) 地被植物手入れ

常に園内を美しく保つために地被類の抜き取りや刈込等手入れを行うこと。植物の

性質をよく踏まえ、適切な時期に手入れを行うこと。

ヒーリングガーデンとしての美観維持のため、自然な仕上がりを意識すること。

(オ) 灌水

植栽の美観と良好な生育状況を保持するために、高木や中低木・地被植物に灌水を行うこと。灌水する際は「はす口」を使用し、水が十分に浸透するように行うこと。

灌水時に生育不良な箇所や枯損木を発見した際には、影響のない範囲で撤去したうえで本市に報告し指示に従うこと。

水が十分に浸透するよう、灌水の際には目立ったごみや雑草の除去も実施すること。

③病虫害防除

密生した枝等の除去による病虫害の予防や、早期発見、早期駆除等により、病虫害を最小限となるよう努めること。可能な限り、捕殺、幼虫などが集団で生活している枝の剪定、部分散布など、使用農薬の減量化に努めること。薬剤の使用に際しては、農薬取締法等の農薬関連法規及びメーカー等で定められている使用安全基準（散布量、濃度）、使用方法を遵守すること。

(ア) 外来種有害生物の防除

外来種有害生物の防除の必要が生じた場合は、本市の指示に基づき、防除対策等の対応を行うこと。

④枯損木・枯枝の処理

枯損木や枯枝の早期発見と除去に努めること。通常の管理における枯損については、指定管理者の責任において適宜補植を行うこと。但し、異常渇水・暴風害等により大規模な被害が発生した場合は本市と協議すること。

⑤その他

本市の事業で発生する花苗等の有効活用にできる限り協力すること。

剪定鋏で切除できる程度までの高木の胴吹き・ひこばえの除去や、ごみ等を発見した場合もあわせて取り除くこと。

低木、生垣等にかからんでいるツタ等はきれいに取り除くこと。

作業時には、植栽帯内の落葉清掃も行うこと。

作業時に発見した施設の不具合について、速やかに本市に報告すること。緊急性がある場合は、コーンバーで囲うなど安全確保に努めること。

公園周囲の軽度な土砂・落ち葉等の流出については、対応すること。これによらない場合については速やかに本市に報告すること。

(3)施設維持管理業務

安全で快適な利用ができるように日常及び定期的に施設の点検を行い、異状箇所や不具合が発見された場合は速やかに補修や改修に努めること。

①巡視点検

利用者が安全・快適に利用できるよう、利用状況の確認、不適正利用者への指導・誘導等を適切に行うとともに、施設に異常がないか点検すること。巡視点検は、原則として1日1回以上実施することとし、繁忙期やイベント時には必要に応じて回数を増やすこと。

②施設点検

法定点検、定期点検、及び保守は、特記なき場合は「建築保全業務共通仕様書（最新版を適用）」（財団法人建築保全センター発行）に基づき実施すること。なお、これらによらない場合、業務実施前に本市に承認を得ること。

設備の運転・監視及び日常点検・保守は、「建築保全業務共通仕様書（最新版を適用）」（財団法人建築保全センター発行）に基づき実施すること。なお、これによらない場合、本市に承諾を得ること。

設備の運転状況や光熱水使用量等については定期的に記録をとり本市に報告すること。

その他、法令等の規定により義務付けられている点検等については、法令等を遵守し、これを処理すること。

また、「点検リスト」を作成し、3か月に1回以上の定期点検を実施すること。また、構造部材など重要な箇所について、より精度の高い専門点検を随時実施するものとする。異常箇所が発見された場合は速やかに補修、改修等の対応をとること。なお、定期点検については、本市の定める「神戸市公園施設定期点検マニュアル」（添付資料13）を参照するものとする。

③施設補修

遊具や休憩施設等の各施設の基礎部、木部、鉄部類等について、利用状況や耐用年数等に応じた補修、改修を実施すること。その他構造物や園路の補修等についても適宜実施すること。また、補修記録を作成し、本市の求めに応じて提出するものとする。

(4)清掃業務

①園内清掃

(ア) 清掃等

園内を常に美しく維持し、来園者が快適に利用できるよう適切に管理すること。公園内・植栽帯内及び水景施設に堆積した落ち葉、ごみ、フン等を清掃すること。

ヒーリングガーデン内水景施設周辺は観光資源でもあるため細心の注意を払い、特

に滝壺部分、流出口、水が滞留する箇所の浮遊物については念入りに清掃を行うこと。

また、側溝・集水枡の清掃や園路・広場等の不陸整正等を行うこと。ベンチやテーブルの使用面や看板に汚損があるときは拭き掃除等を行うこと。発生したごみ等は本市環境局の定める規定により分別し、市指定処理施設で処分するものとする。

住所不定者の荷物や不法占用物件、放置自転車等がある場合は、撤去せず、速やかに本市に報告すること。

(イ) 塵芥処理

現在、園内にはバケツ等のごみ箱は設置していないが、場所や時期等を考慮し、自主的にごみ箱を設置することは可能とする。その場合、ごみは本市環境局の定める規定により分別し、市指定処理施設で処分すること。

(ウ) 水景施設清掃

ヒーリングガーデン内の水景施設については、常に安全で清潔な状態を保つため、設備維持管理はもとより、定期的な点検と清掃、消毒、水質検査（年２回）等を実施し、来場者に快適な環境を提供するようにすること。

水景施設の敷石、ノズル、池の底面、壁面等の付着物、沈殿物質、浮遊物等を念入りに清掃除去すること。また、清掃時には防護柵、網、ストレーナー、ノズル、機器、配管、貯水槽も清掃すること。本水景施設は表層を砂利で仕上げているため、高圧洗浄や強くこするような清掃は避けること。

清掃手順については、添付資料 12 磯上公園水景施設の清掃手順を参考とすること。

6.業務に関するモニタリング

省略（「東遊園地及び磯上公園 管理運営業務仕様書－管理運営編－」と同様とする。）

7.その他

(1)記録等の作成及び保存

業務の記録や記録写真について本市から請求があった際は、速やかに提示できるようにすること。（指定期間終了時には本市に引き継ぐこと。）

(2)本市からの要請への協力

本市から、公園の管理運営並びに公園の現状等に関する調査又は作業の指示等があった場合には、迅速、誠実かつ積極的な対応を行うこと。その他本市が実施又は要請する事業（例：防災訓練、行催事イベント、要人案内、監査・検査等）への支援・協力、又は事業実施を積極的かつ主体的に行うこと。

(3)本仕様書に定めのない事項

本仕様書に定めのない事項が発生したときは、本市と協議の上その指示に従うこと。

(別紙 1)

定期点検業務一覧表

	年間点検回数 (最低必要回数)	対象施設	備考
定期点検			
水景施設	1 回	池、流れ	
遊具	4 回	円盤ブランコ、登はん遊具、回転遊具、健康遊具（うんてい）	
園地一式	適宜	電気・照明、機械、水道等設備	

上記以外で必要となる点検についても、指定管理者において実施すること。

【注記】

※1 上記以外の項目の点検周期については、特記がある場合を除き「建築保全業務共通仕様書（最新版を適用）」（財団法人 建築保全センター 発行）による。

※2 遊具の点検については、別紙 2「日常点検・定期点検・専門点検の方法と対応」及び別紙 3「指定管理者の管理する公園の遊具に関する専門点検」に基づき実施すること。なお、遊具の基準適合診断及び点検シートについては、（一社）日本公園施設業協会の「遊具の安全に関する規準（JPFA-S：2024）」を参考とすること。

(別紙 2)

日常点検・定期点検・専門点検の方法と対応

(1) 点検の目的

点検は、予防保全型管理の考え方に基づき、遊具の劣化や国の指針などで示される有害なハザードを早期発見し、施設による事故を予防するとともに、適切な維持管理業務を行うことを目的とする。

(2) 点検の定義及び頻度

日常点検

日常点検とは公園管理者が主として、目視、触診、聴診などにより施設の変形や不具合を調べる。

日常的に公園施設に異常がないか、利用に支障がないかを点検する。

定期点検

定期点検とは公園管理者が必要に応じて専門技術者と協力し行う日常点検より詳細な点検のことをいう。

年 4 回、四半期ごとに行う。

構造部材、消耗部材に対し詳細、入念な点検を行う。

特に構造部材の地際の腐食、ぐらつきなどを打診も含め点検する。

専門点検

遊具に限定し、分解作業や測定機器を使用して行う詳細な点検のことを言う。

また、落下等の衝撃に対する吸収性能に配慮が必要な遊具には落下衝撃測定器による測定も行わなければならない。

各遊具に対する専門点検の実施頻度は次の通りとする。

スプリング遊具など可動域のあるものやローラー滑り台など利用頻度の多いもの	3 年に 1 回実施
ターザンロープなど可動域が大きく、重大事故につながる可能性があるもの	1 年に 1 回実施
大型の複合遊具	5 年に 1 回実施
滑り台、ブランコ、鉄棒、砂場、小型複合遊具等は精密点検の対象外とする	

(3) 日常点検・定例点検の実施

点検は判断基準に沿って点検シートを用いて実施する。

“子どもの重大事故”につながるかどうかの視点で、各施設の点検項目ごとに注意深く点検する。

なお、専門点検の実施については添付資料「指定管理者の管理する公園の遊具に関する専門点検について」を参照すること

- ① 全体的な観察から構造・材質、使用状況や補修状況、劣化の程度等を推測し、点検ポイントを把握すること。

特に“子どもの重大事故に関わる”かどうかの点を重視して点検する。

- ・劣化の度合いを観察する。
- ・補修されている場合、安全な状態であるか確認する。
- ・塗装の下など隠れた部分の劣化がわかれば記録する。

- ② 子どもが直接触れる場所の安全性が確保されているか、可動部の磨耗、ボルト・ナット・溶接部分の接合具合、消耗部品の程度、地際等の腐蝕の程度、力のかかると考えられる箇所の強度等、重要ポイントについて詳細に点検する。

- ・目視・触診のほか、金槌による打診・聴診を実施し、破損・消耗・劣化・腐蝕の程度を確認する。
- ・地際部については、推測ではなく、地面を掘るなど地中の腐蝕の状態を確認するよう努める。木製の腐蝕についてはドライバー等を突き刺すなどして腐蝕度合を確認する。
- ・可動部を動かす、体重をかける、手で触れる部分に触れる、実際の利用状況に応じて使ってみることで安全性を確認する。

（安定性・動きやすさ・異音の有無・破損箇所・溶接部・クギ・ネジの飛び出し・木材のささくれなどの表面の平滑性）

- ③ 緊急度の判定

“子どもの重大事故”に関わるかどうかで緊急度を判断する。

判定 A 子ども重大事故につながるおそれのあるもの

その場で可能な応急措置の実施。

状況に応じて現地から公園管理者への連絡

判定 B 子ども重大事故にすぐにはつながらないものの、確認・点検・補修が必要なもの

（４）点検結果を受けての対応

- ① 応急措置

- ・緊急性の高いものは現地で使用禁止テープ等により当面の安全性を確保をする
 - ・恒久措置までの間、使用禁止措置により安全性を確保する。
- 使用禁止期間が長期にわたる場合には、必要に応じて理由・期間・管理者及び連絡先を利用者にわかるよう表示する。

②恒久措置

・補修

遊具の構造は変えずに利用や経年劣化による不具合を改善することをいう。

・改修

より安全性を高めるため、遊具の構造及び配置を改善することをいう。施設改修工事等により実施する。

・撤去

補修できないものは撤去する。

※特に遊具について恒久措置をとる際には、必ず“遊具の安全に関する規準 JPFA-S:2024”を参考にすること。

【定期点検 緊急度とその対応】

判定	判定内容	点検場所での措置	指定管理者の対応
A	子どもの重大事故につながるおそれのあるもの	使用禁止テープ等で当面の安全を確保	当日現場確認 →使用禁止措置 →恒久措置
B	子どもの重大事故にすぐにはつながらないものの、確認・点検・補修が必要なもの	ささくれや穴あきなどはテープで保護	現地確認 →必要な措置

<参考>

公園施設の経年変化による劣化を調査する定期点検のみでは、(一社)日本公園施設業協会“遊具の安全に関する規準 JPFA-S:2024”のハザードレベルは判定できないが、点検者及び管理者は、物的ハザードを表すハザードレベルを念頭においておくこと。

ハザードレベル0：傷害をもたらす物的ハザードがない状態

ハザードレベル1：軽度の傷害をもたらす状態

ハザードレベル2：重大であるが傷害が恒久的ではない状態

ハザードレベル3：生命に危険があるか、重度の傷害あるいは恒久的な障害をもたらす状態

(5) 処理状況の報告

定期点検は実施後、次回の点検までに本市に結果及び処理状況を報告する次回点検までに処理が完了しない場合には、補修計画を立案し報告する、また処理完了後は随時、本市に報告を行う。

指定管理者の管理する公園の遊具に関する専門点検について

1. 総則

(1) 業務目的

- ① 平成 20 (2008) 年 8 月に国土交通省が「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」を改訂し、新たに、今後製造される遊具には「標準使用期間」が定められることになった。この「標準使用期間」は、鉄製 15 年、木製 10 年を目安に設定され、「標準使用期間」を超えた遊具については、更新等の安全対策や点検頻度を高くし、安全確保を図ることが示されている。また、既設遊具についても同様の措置をとるよう示されている。
- ② 本市では、これまで年 4 回の定期点検により安全確保に努めてきたが、既設遊具の老朽化が進んでいる状況を踏まえ、現在の遊具の状況（安全規準への適合診断、劣化度合い）を指針に合わせて把握し安全対策を講じるとともに、今後の点検方法の見直しや遊具の長寿命化対策に役立てることを目的とする。
- ③ 専門点検の実施においては本書に基づくとともに、国土交通省の「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版）」、(一社)日本公園施設業協会の「遊具の安全に関する規準 JPFA-S : 2024」、関係法令を遵守して業務を遂行しなければならない。

2. 点検対象公園及び遊具

(1) 点検対象公園

本業務における点検対象公園は、指定管理者が管理する公園とする。

(2) 点検対象遊具

本業務における点検対象遊具は、前項の公園にあるスプリング遊具など可動域のあるものやローラー滑り台など利用頻度の多いもの、ターザンロープなど可動域が大きく、重大事故につながる可能性があるもの、大型の複合遊具を基本とする。

※設置状況等により、点検対象公園、点検対象遊具を変更する場合もありうる。

3. 点検従事者の要件

- (1) 本業務を行う専門技術者は、公園施設についての設計・製造・施工あるいは補修も含めた保守点検業務の実務経験を有し、本業務に必要な知識及び技能を有する者とする。
- (2) 業務責任者は、(一社)日本公園施設業協会の「公園施設製品安全管理士」とし、実際に点検業務を行う班ごとに業務担当者は「公園施設製品安全管理士」は「公園施設製品整備技師」を 1 人以上含むものとし、業務責任者及び各班間での兼務できない。

4. 業務内容

業務計画書の事前提出及び必要事項の協議

業務責任者は、本業務の実施に先立ち、実施体制、全体工程、業務担当者が有する資格 等必要な事項を総合的にまとめた業務計画書を本市に提出し、必要であれば対象公園、対象遊具、実施時期、留意事項等について本市と業務内容の確認を行う。

(1) 安全点検

① 劣化点検

下記の項目に特に留意し点検を行う。

- 1) 接合部・固定部・可動部・柱等の構造部材について、疲労・緩み・破損・変形・腐食の度合いなど、各部位の安全性の点検を行う。
- 2) 継ぎ手金具、ボルト・ナット類、チェーン・ロープ類等の消耗部材について、締め付け状況、磨耗・破損・疲労・変形等の点検を行う。
- 3) 特に、可動部・回転部等の部位については、目視及び必要な工具を用いて行うとともに、計測機器、特殊工具などを使用し、必要に応じて分解し、遊具の安全性を点検する。
- 4) ブランコの吊金具については、一部、溶接止めをしているものもあるが、目視等の点検により、分解すべきと判断した場合は分解する。点検により安全性が確保できないと判断された場合は同規格の吊金具に交換する。

② 規準適合診断

(一社)日本公園施設業協会の「遊具の安全に関する規準 JPFA-S:2024」を参考に、遊具の安全領域や挟み込み等について、必要な測定機器(メジャー、箱尺、ノギス、JPFA 検査器具、JPFA 肉厚測定器、JPFA 落下衝撃測定機器等)を用いて、添付資料 点検要領に基づいて、適切に行う。

③ 点検シート

(一社)日本公園施設業協会の「遊具の安全に関する規準 JPFA-S:2024」を参考に点検シートを作成する。また、点検結果は電子データで整理すること。電子データの様式は本市に準ずる。

④ 写真

点検シートの合否を判定する根拠となる写真を撮影する。(必要な測定機器(メジャー、箱尺、ノギス、JPFA 検査器具、JPFA 肉厚測定器、JPFA 落下衝撃測定機器等)がはっきり解るよう撮影する。)写真は紙及び電子データで整理提出する。電子データの様式は本市に準ずる。

(2) 点検時の留意点

① 安全確保

点検作業においては、作業中であることを明示(看板の掲示など)して利用者の遊具利用への影響がないように十分な安全対策を講ずる。また、作業員は腕章等により点検作業員

とわかる服装で行う。

② 不具合の応急措置

- 1) 重大な事故につながる事が予見される不具合を発見した場合は、赤色ガムテープで貼るなど注意喚起と応急措置を講じる。本体部品を交換する必要がない単純なボルトの緩みについては、不具合の指摘をした上で、ボルトの締め直しを行い、その旨点検シートに記入する。
- 2) 遊具の安全領域内にガラス片や礫などがあった場合は、すみやかに取り除く。
- 3) 木部のささくれや塗装の劣化、鉄部の腐食による穴あき等により、そのまま放置すると子どもが怪我をする恐れのある場合は、赤色ガムテープ等で応急措置を講じる。

③ 遊具の使用禁止措置

点検の結果、磨耗や腐食等が激しく、使用に耐えられないと判断した遊具、また、応急措置等により、その場で安全対策がとれない場合については、ただちに使用禁止テープ等を用いて応急的な使用禁止措置をとるとともに、速やかに本市に報告し、指示を求める。

(3) 点検結果の報告

① 報告の頻度

- 1) 使用禁止にするべき遊具が発見された場合はその都度、点検者から指定管理者に連絡する。
- 2) 現場での点検が完了したら、指定管理者がすみやかに点検結果を本市に報告する。

② 報告書の様式

報告書には点検シート、位置図、詳細図、写真等を添付する。

5. 履行期間

本市と調整し、本市の実施時期に合わせて業務を行う。

6. 業務報告

指定管理者は、以下の業務報告書を提出すること。

- 1) 点検結果報告書（点検シートを纏めて綴ったものとする）
- 2) 点検結果総括表
- 3) 点検結果報告書データ 1 式
（点検結果報告書、点検結果総括表、写真は別ファイルとする）